

令和6年2月2日

適応外・禁忌医薬品等評価委員会で承認された治療法

当院の適応外・禁忌医薬品等評価委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	麻酔前投薬としてのミダゾラム（注射剤）の内服
実施責任者	愛知県医療療育総合センター中央病院 病院長 新美 教弘
対象者	当院で全身麻酔の手術を受ける患者で、医師がミダゾラムの内服を必要と判断した患者
承認日	2023.7.5
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】 全身麻酔における麻酔前投薬は即効性で持続時間の短い鎮静薬が求められます。ミダゾラムは抗不安作用を持つ短時間作用性の鎮静薬で、経口投与した場合も作用発現が速く、短時間作用性であるため、前投薬の条件に適合しています。現在使用可能な経口麻酔前投薬であるジアゼパムは消失半減期が長く、特に肝機能が未熟な乳幼児では作用時間が非常に長くなるため、適当ではありません。従って、ミダゾラムは麻酔前投薬として優れており、特に乳幼児には適しています。欧米諸国では既に1990年代からミダゾラム内服による小児の麻酔前投薬が一般的ですが、日本では注射液しか販売されておらず経口製剤がないため、ミダゾラム注射液に単シロップを添加して、院内製剤として使用している施設が多く、日本麻酔科学会の麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン改訂第3版においても推奨されている方法です。
お問い合わせ先	愛知県医療療育総合センター中央病院 企画事業課 代表 0568-88-0811(内線 5231)